第

2083

믉



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 7月 3日 水曜日

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

4 海外勤務になった者の賞与の源泉徴収

② : 当社の従業員が、アメリカの工場勤務 のため、2年間の予定で5月に出国しました。 ところで、7月10日にこの従業員へ支給 する賞与は、1月から6月までの計算期間と なっているのですが、これに対する源泉徴収 はどうすればよいのでしょうか。

A:国内勤務に対応する額について源泉徴 収することになります。

【解説】

国外における勤務期間が、あらかじめ1年 以上と定められている場合には、国外におい て継続して1年以上居住することを通常必要 とする職業を有することになりますので、国 内に住所を有しない者と推定されます。ご質 問の場合、2年間の予定でのアメリカ勤務で すから、非居住者に該当することになります。

ところで、非居住者が受ける給料又は賞与 については、国内において行った勤務に基づ く部分が、国内源泉所得として源泉徴収の対 象とされます。

すなわち、非居住者が国内及び国外の双方 にわたって行う勤務に対する給料等について は、国内勤務に対応するものに限り、所得税 を源泉徴収することになります。

したがって、ご質問の賞与については、次 の算式により計算した国内勤務に対応する額 について20%の税率により所得税の源泉徴 収が必要となります。

賞与の、 日本国内において勤務した期間 総額の計算の基礎となった期間







